

平成22年度北海道一般会計補正予算（第9号）

平成22年度北海道一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,730,473千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,909,202,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道	税	480,702,927	22,184,000	502,886,927
	1 道 民 税	171,012,130	5,239,000	176,251,130
	2 事 業 税	59,420,052	6,048,000	65,468,052
	3 地 方 消 費 税	74,311,547	851,000	75,162,547
	4 不 動 産 取 得 税	13,263,058	3,548,000	16,811,058
	5 道 た ば こ 税	12,822,097	514,000	13,336,097
	7 自 動 車 取 得 税	8,405,874	1,124,000	9,529,874
	8 軽 油 引 取 税	55,255,757	4,316,000	59,571,757
	9 自 動 車 税	80,332,587	631,000	80,963,587
	11 道 固 定 資 産 税	1,929,317	133,000	2,062,317
	13 核 燃 料 税	955,361	△ 220,000	735,361
2	地方消費税清算金	103,123,513	7,228,051	110,351,564

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方消費税清算金	103,123,513	7,228,051	110,351,564
3 地方譲与税		70,316,000	6,149,000	76,465,000
	1 地方法人特別譲与税	55,129,000	5,217,000	60,346,000
	2 地方揮発油譲与税	14,054,000	980,000	15,034,000
	3 石油ガス譲与税	965,000	6,000	971,000
	4 航空機燃料譲与税	168,000	△ 54,000	114,000
5 地方交付税		685,193,557	13,174,537	698,368,094
	1 地方交付税	685,193,557	13,174,537	698,368,094
6 交通安全対策特別交付金		1,873,000	△ 49,000	1,824,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,873,000	△ 49,000	1,824,000
7 分担金及び負担金		21,520,693	△ 530,315	20,990,378
	1 分担金	2,453,674	△ 56,695	2,396,979
	2 負担金	19,067,019	△ 473,620	18,593,399
8 使用料及び手数料		15,821,378	△ 145,139	15,676,239

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	5,504,471	△ 157,274	5,347,197
	2 手数料	597,405	△ 320	597,085
	3 証紙収入	9,719,502	12,455	9,731,957
9 国庫支出金		386,169,195	△ 11,148,400	375,020,795
	1 国庫負担金	121,450,974	286,161	121,737,135
	2 国庫補助金	253,533,477	△ 9,272,953	244,260,524
	3 委託金	11,184,744	△ 2,161,608	9,023,136
10 財産収入		10,076,042	△ 574,911	9,501,131
	1 財産運用収入	5,351,400	△ 171,705	5,179,695
	2 財産売却収入	4,724,642	△ 403,206	4,321,436
11 寄附金		66,181	2,564	68,745
	1 寄附金	66,181	2,564	68,745
12 繰入金		87,957,660	△ 8,820,888	79,136,772
	1 特別会計繰入金	3,775,921	△ 29,536	3,746,385

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	84,181,739	△ 8,791,352	75,390,387
13 諸収入		354,997,701	△ 48,486,662	306,511,039
	1 延滞金、加算金 及び過料等	2,016,162	△ 348,903	1,667,259
	2 預金利子	85,497	△ 9,941	75,556
	3 貸付金収入	333,952,023	△ 46,383,265	287,568,758
	4 受託事業収入	3,866,834	△ 478,488	3,388,346
	5 収益事業収入	8,683,000	△ 830,167	7,852,833
	6 雑収入	6,394,185	△ 435,898	5,958,287
14 道債		720,360,400	△ 15,178,574	705,181,826
	1 道債	720,360,400	△ 15,178,574	705,181,826
15 繰越金		0	1,465,264	1,465,264
	1 繰越金	0	1,465,264	1,465,264
歳入合計		2,943,933,290	△ 34,730,473	2,909,202,817

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,198,950	△ 4,817	3,194,133
	1 議 会 費	3,198,950	△ 4,817	3,194,133
2 総 務 費		252,605,165	15,306,819	267,911,984
	1 総 務 管 理 費	113,437,184	13,071,265	126,508,449
	2 徴 税 費	83,295,051	4,715,787	88,010,838
	3 学 事 宗 務 費	47,538,687	△ 1,420,217	46,118,470
	4 防 災 費	926,216	△ 42,968	883,248
	5 原子力安全対策費	625,496	△ 75,817	549,679
	6 危 機 管 理 費	12,692	△ 1,100	11,592
	8 会 計 管 理 費	891,202	△ 55,768	835,434
	9 選 挙 費	4,445,270	△ 782,900	3,662,370
	10 人 事 委 員 会 費	229,640	△ 6,650	222,990
	11 監 査 委 員 費	543,926	△ 94,813	449,113

款	項	補正前の額	補正額	計
3 総合政策費		43,781,185	△ 2,045,838	41,735,347
	1 総合政策管理費	3,896,743	△ 114,499	3,782,244
	2 国際交流費	364,640	△ 28,501	336,139
	3 政策審議費	4,904	△ 1,623	3,281
	4 計画推進費	15,867,475	△ 109,991	15,757,484
	5 科学IT振興費	2,281,149	△ 129,076	2,152,073
	6 新幹線・交通企画費	9,467,006	△ 120,352	9,346,654
	7 地域づくり支援費	4,039,731	△ 74,254	3,965,477
	8 地域行政費	7,786,517	△ 1,464,883	6,321,634
	9 地域主権費	73,020	△ 2,659	70,361
4 環境生活費		9,698,795	△ 340,820	9,357,975
	1 環境生活管理費	3,119,265	△ 136,239	2,983,026
	2 環境政策費	1,300,177	△ 57,894	1,242,283
	3 環境保全費	761,980	△ 16,028	745,952

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 循環型社会推進費	2,087,412	△ 82,062	2,005,350
	5 自然環境費	264,515	△ 7,176	257,339
	6 くらし安全費	827,417	△ 29,734	797,683
	7 道民活動文化振興費	1,142,689	△ 9,673	1,133,016
	8 女性対策費	195,340	△ 2,014	193,326
5 保健福祉費		381,031,871	△ 3,262,603	377,769,268
	1 保健福祉管理費	24,808,506	2,425,747	27,234,253
	2 施設運営指導費	5,683,680	△ 319,407	5,364,273
	3 医療政策業務費	128,135,708	698,563	128,834,271
	4 地域医師確保推進費	5,364,870	1,453,316	6,818,186
	5 健康安全費	8,692,260	△ 147,655	8,544,605
	6 福祉援護費	38,421,534	△ 1,718,288	36,703,246
	7 高齢者保健福祉費	70,872,338	△ 3,007,867	67,864,471
	8 障がい者保健福祉費	47,875,633	△ 247,218	47,628,415

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 子ども未来推進費	51,148,211	△ 2,401,110	48,747,101
	10 災害救助費	29,131	1,316	30,447
6 経 済 費		301,674,099	△ 48,400,741	253,273,358
	1 経 済 管 理 費	4,405,605	△ 24,921	4,380,684
	2 観 光 費	627,791	△ 12,869	614,922
	3 商 工 金 融 費	236,310,039	△ 44,510,047	191,799,992
	4 産 業 振 興 費	1,193,331	△ 9,400	1,183,931
	5 商 業 経 済 交 流 費	189,990	△ 6,688	183,302
	6 産 業 立 地 費	18,960,980	△ 404,248	18,556,732
	7 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	3,051,596	△ 29,666	3,021,930
	8 雇 用 労 政 費	33,430,614	△ 2,990,725	30,439,889
	9 人 材 育 成 費	3,030,548	△ 363,877	2,666,671
	10 労 働 委 員 会 費	473,605	△ 48,300	425,305
7 農 政 費		145,412,148	10,610,070	156,022,218

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農政管理費	9,942,667	△ 486,601	9,456,066
	2 食品政策費	1,486,152	△ 498,271	987,881
	3 農産振興費	294,186	△ 8,629	285,557
	4 畜産振興費	2,868,686	△ 71,475	2,797,211
	5 技術普及費	281,672	△ 31,981	249,691
	6 農業経営費	2,923,755	△ 441,764	2,481,991
	7 農業支援費	13,943,680	△ 3,889,664	10,054,016
	8 農地調整費	1,451,521	△ 124,061	1,327,460
	9 農村設計費	30,110,092	8,288,382	38,398,474
	10 農業農村整備事業費	59,840,345	△ 1,019,607	58,820,738
	11 農業施設管理費	22,013,295	8,922,743	30,936,038
	12 農村計画費	256,097	△ 29,002	227,095
8 水産林務費		81,452,044	△ 3,413,893	78,038,151
	1 水産林務管理費	7,684,965	△ 326,660	7,358,305

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 水産経営費	3,252,778	△ 852,474	2,400,304
	3 水産振興費	283,928	△ 16,247	267,681
	4 漁港漁村費	27,017,263	△ 782,001	26,235,262
	5 漁業管理費	2,668,676	△ 296,360	2,372,316
	6 林業木材費	11,149,530	△ 683,364	10,466,166
	7 森林計画費	3,062,373	△ 21,209	3,041,164
	8 森林整備費	9,156,430	△ 355,186	8,801,244
	9 治山費	14,370,326	△ 35,039	14,335,287
	10 森林活用費	417,527	△ 17,692	399,835
	11 道有林費	2,388,248	△ 27,661	2,360,587
9 建設費		323,348,918	△ 3,722,401	319,626,517
	1 建設管理費	66,113,257	△ 615,847	65,497,410
	2 道路橋りょう費	145,562,000	△ 1,742,706	143,819,294
	3 河川費	62,026,077	△ 838,300	61,187,777

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 空港港湾費	6,815,424	△ 243,468	6,571,956
	5 砂防海岸費	20,362,609	114,023	20,476,632
	6 建築指導費	817,009	△ 37,864	779,145
	7 住宅費	42,123	△ 9,638	32,485
	8 都市環境費	19,372,427	△ 315,646	19,056,781
	9 公園下水道費	2,081,168	△ 29,200	2,051,968
	10 まちづくり推進費	126,201	△ 1,160	125,041
	11 営繕費	30,623	△ 2,595	28,028
10 警察費		127,663,954	△ 1,391,474	126,272,480
	1 警察管理費	120,986,421	△ 1,295,582	119,690,839
	2 警察活動費	2,783,436	△ 11,187	2,772,249
	3 交通安全施設費	3,894,097	△ 84,705	3,809,392
11 教育費		472,618,716	△ 3,450,509	469,168,207
	1 教育総務費	21,763,464	△ 851,617	20,911,847

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小 学 校 費	181,488,118	△ 71,005	181,417,113
	3 中 学 校 費	111,452,344	△ 751,940	110,700,404
	4 高 等 学 校 費	105,450,723	△ 980,393	104,470,330
	5 特 別 支 援 学 校 費	47,423,872	△ 644,172	46,779,700
	6 学 校 教 育 費	1,370,218	△ 141,316	1,228,902
	7 社 会 教 育 費	2,322,850	△ 35,839	2,287,011
	8 保 健 体 育 費	1,347,127	25,773	1,372,900
12 災 害 復 旧 費		7,160,188	△ 1,142,987	6,017,201
	1 農 地 開 発 施 設 災 害 復 旧 費	672,043	△ 252,505	419,538
	2 水 産 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2,395,426	△ 310,544	2,084,882
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,092,719	△ 579,938	3,512,781
13 公 債 費		714,611,347	5,000,000	719,611,347
	1 公 債 費	714,611,347	5,000,000	719,611,347
14 諸 支 出 金		79,475,910	1,528,721	81,004,631

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰出金	4,581,897	△ 83,643	4,498,254
	2 諸費	74,894,013	1,612,364	76,506,377
歳出合計		2,943,933,290	△ 34,730,473	2,909,202,817

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合政策費	4 計画推進費	道州制北海道地域連携モデル事業費	137,000	道州制北海道地域連携モデル事業費	1,576,522
	6 新幹線・交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	1,954,608
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	129,000	公共事業事務費	160,000
	7 農業支援費	—	—	アイヌ農林漁業対策事業費	71,519
	10 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	8,870,000	道営土地改良事業費	9,000,000
		団体営土地改良事業費	18,000	団体営土地改良事業費	19,000
		団体営農用地造成事業費	1,008,000	団体営農用地造成事業費	1,198,000
		道営農地防災事業費	570,000	道営農地防災事業費	840,000
		—	—	単独農地防災管理費	25,047
		道営農道整備事業費	1,061,000	道営農道整備事業費	1,120,000
道営農村総合整備事業費	470,000	道営農村総合整備事業費	540,000		
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	125,182	公共事業事務費	173,467
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	2,113,315	水産物供給基盤整備事業費	3,772,715

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	6 林業木材費	地域林業活性化 対策事業費	1,104,900	地域林業活性化 対策事業費	1,119,022
	8 森林整備費	—	—	森林環境保全 整備事業費	1,297,335
9 建設費	1 建設管理費	補助事業事務費	4,000	補助事業事務費	6,000
	2 道路 橋りょう費	道路公共事業費	6,716,906	道路公共事業費	8,176,632
		道路特別対策 事業費	4,329,722	道路特別対策 事業費	5,198,306
		地域活力基盤整備 事業費	2,419,113	地域活力基盤整備 事業費	3,701,229
		—	—	道路負担工事費	20,000
	3 河川費	河川公共事業費	6,155,000	河川公共事業費	7,350,000
		ダム公共事業費	300,000	ダム公共事業費	2,300,000
	4 空港港湾費	—	—	空港公共事業費	49,900
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	1,039,000	砂防公共事業費	1,131,000
		海岸公共事業費	100,000	海岸公共事業費	171,000
	6 建築指導費	—	—	住宅・建築物 耐震改修等事業費	4,350
8 都市環境費	街路公共事業費	1,666,700	街路公共事業費	2,051,661	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		街路特別対策 事業費	181,467	街路特別対策 事業費	740,716
		地域活力基盤整備 事業費	272,201	地域活力基盤整備 事業費	1,084,861
		—	—	街路負担工事費	181,042
		—	—	街路受託工事費	22,000

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和50年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,442千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,458千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和55年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,550千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,557千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和60年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,598千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,608千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成2年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,458千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,466千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成7年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,068千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,077千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成22年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成22年度から平成23年度まで	元金について 30,497,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	982,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	988,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
退職手当	20,000,000	同 上	10%以内	同 上	17,900,000	同 上	10%以内	同 上
道州制北海道 地域連携 モデル事業費	6,768,600	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,662,500	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	6,444,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,456,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩西部広域 水道対策費	433,000	同 上	10%以内	同 上	429,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉 施設整備費	2,225,000	同 上	10%以内	同 上	2,176,000	同 上	10%以内	同 上
児童福祉 施設整備費	370,000	同 上	10%以内	同 上	310,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良 事業費	12,525,000	同 上	10%以内	同 上	12,389,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成 事業費	1,320,000	同 上	10%以内	同 上	1,294,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農地防災事業費	1,613,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,604,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備事業費	1,121,000	同 上	10%以内	同 上	1,089,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,065,000	同 上	10%以内	同 上	1,058,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	705,000	同 上	10%以内	同 上	633,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	8,463,000	同 上	10%以内	同 上	8,465,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	6,963,000	同 上	10%以内	同 上	6,867,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,561,000	同 上	10%以内	同 上	4,012,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	708,000	同 上	10%以内	同 上	706,000	同 上	10%以内	同 上
漁業取締船整備費	1,039,000	同 上	10%以内	同 上	972,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	1,092,000	同 上	10%以内	同 上	1,049,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	6,730,000	同 上	10%以内	同 上	6,699,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,638,000	同 上	10%以内	同 上	1,647,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
森林整備費	2,706,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,868,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	31,412,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	30,261,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持管理費	2,590,000	同 上	10%以内	同 上	2,561,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設改良費	7,456,000	同 上	10%以内	同 上	7,386,000	同 上	10%以内	同 上
積雪寒冷対策費	2,432,000	同 上	10%以内	同 上	2,410,000	同 上	10%以内	同 上
市町村道路整備費	445,000	同 上	10%以内	同 上	443,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	29,180,000	同 上	10%以内	同 上	29,174,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	13,444,000	同 上	10%以内	同 上	13,195,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	12,210,000	同 上	10%以内	同 上	11,885,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	4,553,000	同 上	10%以内	同 上	4,585,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	2,420,000	同 上	10%以内	同 上	2,401,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄空港整備費	556,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	519,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	535,000	同 上	10%以内	同 上	530,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,258,000	同 上	10%以内	同 上	1,395,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	6,116,000	同 上	10%以内	同 上	6,099,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,400,000	同 上	10%以内	同 上	1,414,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	5,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
直轄海岸事業費	146,000	同 上	10%以内	同 上	181,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
海岸保全事業費	1,380,000	同 上	10%以内	同 上	1,378,000	同 上	10%以内	同 上
公営住宅建設費	86,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
土地区画整理事業推進費	28,000	同 上	10%以内	同 上	25,000	財務省その他からの借	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
						入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
街路事業費	3,907,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,824,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時街路整備特別対策事業費	3,624,000	同 上	10%以内	同 上	3,567,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	632,000	同 上	10%以内	同 上	621,000	同 上	10%以内	同 上
下水道費	23,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
地方道路整備臨時貸付金事業費	5,424,000	国庫からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,364,000	国庫からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域活力基盤整備事業費	1,082,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	979,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通安全施設整備費	679,000	同 上	10%以内	同 上	614,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 等 学 校 施 設 整 備 費	1,868,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,609,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別支援学校 施 設 整 備 費	2,390,000	同 上	10%以内	同 上	2,078,000	同 上	10%以内	同 上
耕 地 災 害 復 旧 費	24,000	同 上	10%以内	同 上	11,000	同 上	10%以内	同 上
林 道 災 害 復 旧 費	52,000	同 上	10%以内	同 上	11,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	314,000	同 上	10%以内	同 上	267,000	同 上	10%以内	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	868,000	同 上	10%以内	同 上	815,000	同 上	10%以内	同 上
借 換 債	260,500,000	同 上	10%以内	同 上	259,891,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	230,000,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同 上	221,566,326	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同 上
合 計	720,360,400				705,181,826			

平成22年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,053,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ527,163,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		517,577,885	9,053,438	526,631,323
	1 一般会計繰入金	419,398,779	9,053,438	428,452,217
歳入合計		518,110,457	9,053,438	527,163,895

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		518,110,457	9,053,438	527,163,895
	1 公 債 費	518,110,457	9,053,438	527,163,895
歳 出 合 計		518,110,457	9,053,438	527,163,895

平成22年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,928,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		25,899	△ 1,664	24,235
	1 一般会計繰入金	25,899	△ 1,664	24,235
2 繰越金		134,558	△ 43,581	90,977
	1 繰越金	134,558	△ 43,581	90,977
3 諸収入		3,060,735	△ 299,920	2,760,815
	1 貸付金収入	2,721,235	△ 199,695	2,521,540
	2 雑入	339,500	△ 100,225	239,275
4 道債		56,960	△ 4,960	52,000
	1 道債	56,960	△ 4,960	52,000
歳入合計		3,278,152	△ 350,125	2,928,027

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	791,467	△ 209,406	582,061	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	791,467	△ 209,406	582,061	
2	公 債 費	1,802,247	△ 141,106	1,661,141	
	1 公 債 費	1,802,247	△ 141,106	1,661,141	
3	諸 支 出 金	684,438	387	684,825	
	1 繰 出 金	684,438	387	684,825	
歳 出 合 計		3,278,152	△ 350,125	2,928,027	

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	56,960	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	52,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成22年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282,857千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,280,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		85,222	△ 4,847	80,375
	1 一般会計繰入金	85,222	△ 4,847	80,375
3 諸収入		1,029,825	△ 278,010	751,815
	1 貸付金収入	1,029,711	△ 278,010	751,701
歳入	合計	1,563,383	△ 282,857	1,280,526

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	農業改良資金 貸付事業費	413,965	△ 282,822	131,143	
	1 農業改良資金 貸付事業費	413,965	△ 282,822	131,143	
2	就農支援資金 貸付事業費	630,583	△ 35	630,548	
	1 就農支援資金 貸付事業費	630,583	△ 35	630,548	
歳 出 合 計		1,563,383	△ 282,857	1,280,526	

平成22年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		34,000	△ 2,600	31,400
	1 国庫補助金	34,000	△ 2,600	31,400
3 繰入金		123,748	△ 1,787	121,961
	1 一般会計繰入金	123,748	△ 1,787	121,961
4 繰越金		100	6,476	6,576
	1 繰越金	100	6,476	6,576
5 諸収入		194,006	△ 11,158	182,848
	2 一般会計借入金	158,770	△ 11,188	147,582
	3 雑入	35,226	30	35,256
6 道債		223,000	△ 10,000	213,000
	1 道債	223,000	△ 10,000	213,000
歳入	合計	887,549	△ 19,069	868,480

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		362,661	△ 14,592	348,069
	1 公共下水道事業費	362,661	△ 14,592	348,069
2 公 債 費		521,330	△ 4,434	516,896
	1 公 債 費	521,330	△ 4,434	516,896
3 諸 支 出 金		3,558	△ 43	3,515
	1 繰 出 金	3,458	△ 43	3,415
歳 出 合 計		887,549	△ 19,069	868,480

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	223,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	213,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成22年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147,712千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,403,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		496,324	△ 31,337	464,987
	1 負担金	496,324	△ 31,337	464,987
2 国庫支出金		1,374,000	△ 57,910	1,316,090
	1 国庫補助金	1,374,000	△ 57,910	1,316,090
3 繰入金		1,504,879	△ 42,839	1,462,040
	1 一般会計繰入金	1,504,879	△ 42,839	1,462,040
4 繰越金		100	9,725	9,825
	1 繰越金	100	9,725	9,825
5 諸収入		6,048	5,749	11,797
	1 雑収入	6,048	5,749	11,797
6 道債		1,170,000	△ 31,100	1,138,900
	1 道債	1,170,000	△ 31,100	1,138,900

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	4, 551, 351	△ 147, 712	4, 403, 639
合 計				

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,334,186	△ 120,546	2,213,640
	1 流域下水道事業費	2,334,186	△ 120,546	2,213,640
2 公 債 費		2,202,181	△ 30,662	2,171,519
	1 公 債 費	2,202,181	△ 30,662	2,171,519
3 諸 支 出 金		14,984	3,496	18,480
	1 繰 出 金	12,984	△ 40	12,944
	2 諸 費	2,000	3,536	5,536
歳 出 合 計		4,551,351	△ 147,712	4,403,639

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,170,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,138,900	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成22年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,667,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,712,122	△ 240,065	5,472,057
	1 使用料	5,712,122	△ 240,065	5,472,057
2 国庫支出金		3,445,754	252,618	3,698,372
	1 国庫補助金	3,445,754	252,618	3,698,372
3 財産収入		692,318	△ 311,845	380,473
	1 財産運用収入	14,021	415	14,436
	2 財産売払収入	678,297	△ 312,260	366,037
4 繰入金		3,540,319	267,494	3,807,813
	1 一般会計繰入金	2,616,493	△ 32,506	2,583,987
	2 基金繰入金	923,826	300,000	1,223,826
5 繰越金		100	184,278	184,378
	1 繰越金	100	184,278	184,378

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		3,639,515	△ 19,855	3,619,660
	1 一般会計借入金	3,463,396	△ 2,235	3,461,161
	2 雑 入	176,119	△ 17,620	158,499
7 道 債		6,431,400	73,600	6,505,000
	1 道 債	6,431,400	73,600	6,505,000
歳 入 合 計		23,461,528	206,225	23,667,753

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,800,641	△ 142,282	8,658,359
	1 道営住宅事業費	8,800,641	△ 142,282	8,658,359
2 公 債 費		13,611,820	331,329	13,943,149
	1 公 債 費	13,611,820	331,329	13,943,149
3 諸 支 出 金		1,049,067	17,178	1,066,245
	1 繰 出 金	1,049,057	△ 483	1,048,574
	2 諸 費	10	17,661	17,671
歳 出 合 計		23,461,528	206,225	23,667,753

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,914,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,802,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	2,517,400	同 上	10%以内	同 上	2,703,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	6,431,400				6,505,000			

議案第61号

平成22年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,525,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		36,101	94	36,195
	1 財産運用収入	36,101	94	36,195
歳入合計		58,525,881	94	58,525,975

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		30,414,881	94	30,414,975
	1 公 債 費	30,414,881	94	30,414,975
歳 出 合 計		58,525,881	94	58,525,975

平成22年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	307,695人	△ 57,285人	250,410人
外 来	413,043人	△ 65,264人	347,779人
（4）一日平均患者数			
入 院	843人	△ 157人	686人
外 来	1,700人	△ 269人	1,431人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	17,757,695千円	59,202千円	17,816,897千円
第1項 医業収益	11,521,110千円	△ 1,933,471千円	9,587,639千円
第2項 医業外収益	6,228,585千円	1,992,673千円	8,221,258千円
支 出			
第1款 病院事業費用	18,993,656千円	159,061千円	19,152,717千円
第1項 医業費用	16,342,974千円	332,455千円	16,675,429千円
第2項 医業外費用	2,642,682千円	△ 173,394千円	2,469,288千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金774,086千円」を「当年度分損益勘定留保資金674,227千円及び繰越現金99,859千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,750,805千円	654,369千円	2,405,174千円
第2項 補 助 金	298,882千円	△ 1,470千円	297,412千円
第3項 他会計負担金	1,331,923千円	655,839千円	1,987,762千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,524,891千円	654,369千円	3,179,260千円
第1項 建 設 改 良 費	488,406千円	△ 1,470千円	486,936千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,036,485千円	655,839千円	2,692,324千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費9,823,369千円」を「(1)職員給与費10,033,075千円」に、「(2)交際費110千円」を「(2)交際費30千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「2,106,835千円」を「2,111,435千円」に改める。

平成22年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	282,369,000キロワット時	30,000キロワット時	282,399,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
シューパロ発電所 建設事業	512,110千円	△ 172,197千円	339,913千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,254,275千円	△ 19,265千円	3,235,010千円
第1項 営業収益	3,159,070千円	△ 21,037千円	3,138,033千円
第2項 財務収益	1,814千円	△ 248千円	1,566千円
第3項 営業外収益	9千円	2,020千円	2,029千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,891,781千円	△ 79,443千円	2,812,338千円
第1項 営業費用	2,220,322千円	△ 99,216千円	2,121,106千円
第3項 営業外費用	88,636千円	18,044千円	106,680千円
第4項 特別損失	33,691千円	1,729千円	35,420千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,284,340千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,288,945千円」に、「過年度分損益勘定留保資金836,398千円、当年度分損益勘定留保資金424,641千円及び当年度資本的収支調整額23,301千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,273,418千円及び当年度資本的収支調整額15,527千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	495,764千円	△ 181,187千円	314,577千円
第1項 企 業 債	442,000千円	△ 163,000千円	279,000千円
第2項 補 助 金	49,144千円	△ 18,144千円	31,000千円
第3項 負 担 金	120千円	△ 43千円	77千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,780,104千円	△ 176,582千円	1,603,522千円
第1項 建 設 改 良 費	556,916千円	△ 176,582千円	380,334千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
シューパロ 発電所 建設事業	千円 442,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 279,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費565,976千円」を「(1)職員給与費505,207千円」に、「(2)交際費260千円」を「(2)交際費140千円」に改める。

平成22年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	81箇所	△ 1箇所	80箇所
(2) 年間総給水量	91,370,104立方メートル	166,285立方メートル	91,536,389立方メートル
(3) 一日平均給水量	251,016立方メートル	457立方メートル	251,473立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	29,000千円	2,898千円	31,898千円
苫小牧地区 工業用水道改修事業	443,996千円	△ 11,088千円	432,908千円
苫小牧地区第二 工業用水道改修事業	16,603千円	△ 6,973千円	9,630千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金113,900千円」を「一般会計から長期借入金109,748千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,018,341千円	3,957千円	2,022,298千円
第1項 営業収益	1,812,557千円	3,281千円	1,815,838千円
第2項 営業外収益	205,784千円	676千円	206,460千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,070,008千円	△ 38,382千円	2,031,626千円
第1項 営業費用	1,536,389千円	△ 41,609千円	1,494,780千円
第2項 営業外費用	533,619千円	3,227千円	536,846千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額752,156千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額735,420千円」に、「過年度分損益勘定留保資金166,845千円、当年度分損益

勘定留保資金559,216千円及び当年度資本的収支調整額26,095千円」を「過年度分損益勘定留保資金216,776千円、当年度分損益勘定留保資金493,131千円及び当年度資本的収支調整額25,513千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,591,716千円	△ 6,000千円	2,585,716千円
第1項 企業債	465,000千円	△ 7,000千円	458,000千円
第4項 他会計からの出資金	27,620千円	2,759千円	30,379千円
第5項 他会計からの長期借入金	11,105千円	△ 1,759千円	9,346千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,343,872千円	△ 22,736千円	3,321,136千円
第1項 建設改良費	693,776千円	△ 22,049千円	671,727千円
第2項 企業債償還金	2,617,567千円	△ 858千円	2,616,709千円
第3項 返 還 金	32,529千円	171千円	32,700千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
苦小牧地区 第二工業用水道 改修事業	千円 16,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 9,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費323,863千円」を「(1)職員給与費310,222千円」に、「(2)交際費140千円」を「(2)交際費70千円」に改める。